

T-Connect 利用規約

T-Connect 利用規約は、トヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）およびトヨタ自動車株式会社（以下、「TMC」といいます）が提供するトヨタブランドの自動車向け情報通信サービス「T-Connect」の利用に関する決まりを定めたものです。

第1条（定義）

- (1) 本基本規約：T-Connect 利用規約をいいます。TC または TMC が T-Connect に関し別途定める諸規程（以下、「個別サービス規程」といいます）が存在する場合、個別サービス規程は、本基本規約と一体となり、その一部を構成するものとします。ただし、本基本規約と個別サービス規程の内容が異なる場合、個別サービス規程が優先して適用されるものとします。
- (2) T-Connect：本基本規約に基づき、T-Connect の名称のもとで、契約者、車両利用者および権限受領者に対し、日本国内において提供される、トヨタブランドの自動車向け情報通信サービスの総称をいいます。T-Connect には、第6条第1項記載のサービスその他 TC または TMC が別途 T-Connect のサービスとして指定するもの（オプションサービスを含みます）が含まれるものとします。
- (3) 契約者：本基本規約に基づき、T-Connect の利用に関し、TC および TMC との間で契約が成立した個人または法人をいいます。
- (4) T-Connect 利用契約：本基本規約に基づき、TC および TMC ならびに契約者との間で成立する T-Connect の利用に関する契約をいいます。
- (5) 利用車両：契約者が所有または利用等する権限を有する車両のうち、T-Connect 利用契約に基づき、T-Connect を利用できる車両をいいます。
- (6) 車両利用者：契約者から利用車両における T-Connect の利用を許諾された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (7) 権限受領者：第5条第1項の定めに基づき契約者から T-Connect の利用権限を付与された者をいいます（契約者自身を含みません）。
- (8) 共通 ID：TMC が発行する「TOYOTA/LEXUS の共通 ID」をいいます。
- (9) T-Connect ID：契約者に発行される契約 ID をいいます。
- (10) TC 提供サービス：T-Connect のうち、TC によって提供されるサービスをいいます。
- (11) TMC 提供サービス：T-Connect のうち、TMC によって提供されるサービスをいいます。
- (12) TC・TMC 提供サービス：T-Connect のうち、TC および TMC によって提供されるサービスをいいます。
- (13) 販売店：TMC がトヨタブランドの車両の販売を許諾した販売店をいいます。
- (14) 車載機：利用車両搭載のカーナビゲーション端末またはディスプレイ付オーディオ端末のうち、T-Connect を利用できるものをいいます。
- (15) 情報通信端末：携帯電話、パソコン、スマートフォンその他 TC または TMC 所定の情報通信端末をいいます（DCM を含みません）。動作確認済の情報通信端末については、こちら（<https://g-book.com/pc/etc/faq/mobile/n/top.html>）で確認できます。

- (16) DCM：トヨタブランドの車両に搭載する自動車装着専用データ通信モジュールをいいます。
- (17) 通信機：情報通信端末および DCM をいいます。
- (18) My TOYOTA（ウェブ）：2022 年 1 月以降発売の車両において、TMC が提供する契約者向けのウェブサイトを行います（次号とあわせて「ユーザーサイト」といいます）。
- (19) T-Connect ユーザーサイト：TMC が提供する前号以外の車両における契約者向けのウェブサイトを行います（前号とあわせて「ユーザーサイト」といいます）。
- (20) アプリ：TMC が My TOYOTA+ の名称で提供する T-Connect の一部サービスの利用に必要なスマートフォン用アプリケーションを行います。アプリに対応するスマートフォンは Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。
- (21) 関係機関：警察および消防等の機関を行います。
- (22) 緊急事態：以下の場合を行います。
- ① 交通事故、急病その他の事由により利用車両の乗員等を医療機関その他の場所へ緊急に搬送する必要が発生した場合
 - ② 利用車両の乗員等の生命・身体が重大な危険に晒されるような切迫した事態が発生した場合
 - ③ 交通事故等による利用車両の損壊があった場合、または火災が発生した場合
- (23) 自動発信：エアバッグの展開等と連動して、通報が通信機から自動的になされる発信を行います。
- (24) 手動発信：ボタンの押下等の手動操作により、通報が通信機からなされる発信を行います。
- (25) 通報：緊急事態発生時に、自動発信または手動発信によりなされる、車両位置等のデータおよび音声を含む発信を行います。
- (26) 車載機専用アプリ：Apps 上で利用できる車載機専用のアプリケーションを行います。なお、車載機専用アプリを利用するには、TC または車載機専用アプリ提供事業者が当該車載機専用アプリの利用に関して別途定める規約を遵守する必要があります。
- (27) 車載機専用アプリ提供事業者：車載機専用アプリを提供する事業者（TC を含みません）を行います。
- (28) 協業サービス：T-Connect の全部または一部と連携するサービスを行います。
- (29) 協業事業者：協業サービスの提供事業者を行います。
- (30) 取次先サービス：T-Connect において取次ぐことができる事業者の提供するサービスを行います。
- (31) 取次先事業者：取次先サービスの提供事業者を行います。
- (32) TOYOTA Wallet (TS CUBIC)：トヨタファイナンシャルサービス株式会社が提供するスマートフォン向け決済サービスを行います。

第 2 条（T-Connect 利用契約）

1. T-Connect 利用契約は、利用車両 1 台ごとに、TC および TMC ならびに契約者（個人 1 名または法人 1 社）との間で成立するものとします。なお、TMC は、TC に対し、T-Connect のサービスに関する利用契約の成立、変更、解約、解除その他いかなる意思表示（本基本規約において TC および TMC が意思表示をするものとされている場合を含みます）についても包括的に委任するものとし、TMC

の顕名の有無を問わず、TC による意思表示については、TMC にその効果が帰属するものとします。

2. 申込者は、本基本規約の各条項を承諾の上で、TC 所定の申込方法により、T-Connect 利用契約の締結の申込みを行うものとします。
3. 2022 年 1 月以降に T-Connect WEB 申込 (https://tconnect.jp/webregist_tsc/) により T-Connect 利用契約の締結を申し込む場合には、前項の申込みの際し、自らの責任と負担において、共通 ID を取得することが必要です（共通 ID を取得していない場合には、T-Connect の利用契約を締結し、T-Connect を利用することができません）。共通 ID を取得した T-Connect 契約者には T-Connect の利用について、本基本規約のほか TOYOTA/LEXUS の共通 ID 利用規約 (<https://id.toyota/commonTerms/content/>、以下、「共通 ID 規約」といいます) が適用され、契約者は、本基本規約と抵触しない限りにおいて、共通 ID 規約の定めるところに従うものとします。
4. 申込者は、T-Connect の利用に必要な車載機、通信機その他周辺機器または通信機用の通信回線等を、自己の責任と負担において用意するものとします。なお、TC が別に定める DCM を用いて T-Connect の利用開始の申込みを行った場合は、KDDI 株式会社（以下、「KDDI」といいます）に対して、KDDI の「カーテレマティクス向けモジュールに関する通信特約」に定める通信サービス契約にお申込みいただいたこととなります。
5. 申込者は、自らが申込み T-Connect に下記サービスが含まれる場合には、T-Connect 利用契約の成立と同時に該当する個別サービス規程がそれぞれ適用されるため、予め該当する規約についても同意の上で、T-Connect 利用契約の締結の申込みを行うものとします。

T-Connect に含まれるサービス	適用される個別サービス規程
マイカーSecurity マイカーサーチ（対象プラン：T-Connect エントリー（22） または T-Connect スタンダード（22））	マイカーサーチ Plus 利用規約
オペレーターサービス	オペレーターサービス利用規約
オペレーターサービス（対象プラン：T-Connect for CROWN）	オペレーターサービス Plus 利用規約
リモートエアコン	リモートスタート（アプリ）利用規約
T-Connect アプリストア	T-Connect アプリストア利用規約
FC システム遠隔見守り	FC システム遠隔見守り利用規約

6. 申込者は、T-Connect の申込みに必要な情報の全部または一部を提供しない場合、または本基本規約に同意しない場合には、T-Connect 利用契約の締結の申込みを行うことはできません。
7. TC は、電気通信事業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、toyota.jp (<https://toyota.jp/tconnectservice/tc/terms/>) において PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）で掲載する方法により当該書面に記載すべき情報を提供します。
8. 前項の規定にかかわらず、契約者は、第 18 条第 1 項記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

第 3 条（T-Connect 利用契約の成立）

1. T-Connect 利用契約は、前条第 2 項の申込みが TC に到達した後、TC および TMC が当該申込みを

承諾したときに成立するものとします。

2. 前項の TC および TMC による承諾は、申込者が T-Connect を利用できるようになったときに、TC および TMC がこれをなしたものとみなします。

第4条（共通 ID との連携）

1. 契約者は、自己の責任と負担において、共通 ID を取得し、自らの共通 ID と T-Connect ID を連携させることができます。T-Connect ID と連携させた契約者には T-Connect の利用について、本基本規約のほか、共通 ID 規約が適用され、契約者は、本基本規約と抵触しない限りにおいて、共通 ID 規約の定めるところに従うものとします。
2. T-Connect エントリー（22）および T-Connect スタンダード（22）対応車両で T-Connect 利用契約を締結した契約者は、前項に定める共通 ID との連携を行っていない場合、T-Connect 設定メニュー、マイセッティング、My TOYOTA（ウェブ）、アプリ、デジタルキーアプリその他 T-Connect の一部サービスが制限して提供されることがあり、契約者は予めこれを了承します。

第5条（利用権限の付与）

1. T-Connect エントリー（22）および T-Connect スタンダード（22）対応車両で T-Connect 利用契約を締結した契約者は、自己の責任と費用において、My TOYOTA+をスマートフォンにダウンロードし、My TOYOTA+上にて所定の操作を行うことにより、T-Connect の一部サービスを利用することができる権限を付与（以下、「リモートサービスのシェア」といいます）することができます。
2. 前項のリモートサービスのシェアを行うには、契約者が前条に定める共通 ID との連携を行っていることが必要です。
3. アプリをダウンロードし、アプリ上にて T-Connect サービスを利用する契約者および権限受領者には、T-Connect の利用について、本基本規約のほかアプリに掲載される My TOYOTA+アプリ利用規約（以下、併せて「アプリ利用規約」といいます）が適用され、契約者および権限受領者は、本基本規約と抵触しない限りにおいて、アプリ利用規約の定めるところに従うものとします。
4. 契約者は、権限受領者に対し、本基本規約および個別サービス規程の各条項を周知し遵守させるものとします。また契約者は、権限受領者による T-Connect の利用について一切の責任を負うものとし、権限受領者の行為は契約者の行為とみなされることを予め承諾します。
5. 契約者は、権限受領者が T-Connect の各サービスを利用することにより、第13条第1項に定める車両データを My TOYOTA+および My LEXUS（TMC が提供するレクサスブランドの自動車向けスマートフォン用アプリケーション）上で閲覧することができ、TC および TMC が、これら情報について、権限受領者にアクセス権を与える方法により提供することに、予め同意します。

第6条（T-Connect の内容）

T-Connect には以下のサービスが含まれますが、サービスの内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびに契約者の契約形態により異なります。利用車両別の T-Connect の各サービス対応については、こちら（<https://toyota.jp/videotutorial/>）で確認できます。

- (1) TC 提供サービス

TC 提供サービスには、以下が含まれます。

- ヘルプネット

緊急事態発生時、契約者または車両利用者の要請等により、専門のオペレーターが関係機関等への通報を行うサービス。

- マイカーサーチ

リモート操作、リモート確認等のサービス。

- マイカーサーチ Plus

契約者の要請により利用車両の追跡や、警備員の派遣を行うサービス。また、一部車両においては、遠隔でエンジンの始動をロックするサービス、異常を通知するサービス等も含む。なお、利用車両によっては、「マイカーSecurity」または「マイカーサーチ」の名称にて、リモート操作、リモート確認等のサービスと本サービスがあわせて提供される場合があります。

- リモートメンテナンスメール

利用車両の走行距離・利用期間等に応じて、定期点検やエンジンオイル交換などのご案内、イベントの情報を販売店からお知らせするサービス。

- e ケア

警告灯点灯時に、利用車両から発信される情報をもとに適切なアドバイスをおこなう「走行アドバイス」と、利用車両の状態やメンテナンス情報を確認できる「ヘルスチェックレポート」等のサービス。なお、利用車両によっては、「コネクティッドカーケア」の名称にて、本サービスが提供される場合があります。

- オペレーターサービス

専用のオペレーターにより、車載機の目的地設定、各種情報送信等を行い、ドライブをサポートするサービス。

- オペレーターサービス Plus

専用のオペレーターにより、車載機の目的地設定、各種情報送信等に加え、飲食店等の情報の検索や予約等を行い、ドライブをサポートするサービス。なお、利用車両によっては、「オペレーターサービス」の名称にて、本サービスが提供される場合があります。

- エージェント

音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気などの情報検索ができるほか、パワーウィンドウなど車両機能の音声認識操作ができるサービス。

- Apps

車載機専用アプリを提供するサービス。

- CD タイトル情報取得

車載機に収録されていない CD のタイトル等の情報を、通信で取得するサービス。

- リモートスタート（アプリ）

アプリからエアコン等を起動や停止できるサービス。なお、利用車両によっては、「リモートエアコン」の名称にて、本サービスが提供される場合があります。

- 車内 Wi-Fi

KDDI が提供する通信回線をもとに、利用車両の車内において、Wi-Fi 接続が可能な通信端末を

インターネットに接続することができるサービス(T-Connect エントリー (22)および T-Connect スタンダード (22) 対応車両においてご利用いただけるサービスです)。

(2) TMC 提供サービス

TMC 提供サービスには、以下が含まれます。

- ・マップオンデマンド

エンジン始動時や目的地検索時に自動で通信を行い、新しい道路の情報をダウンロードし車載機の地図情報を更新するサービス。

- ・ハイブリッドナビ

走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する地図データの中から最適なルートを探検し、車載機に配信するサービス。

- ・T ルート探索 (プローブ情報付)

独自の交通情報により目的地までの道路状況を予測し、最適なルートを探検するサービス。

- ・ソフトウェアアップデート

DCM による無線通信で、車載機および車両のソフトウェアアップデートを実施するサービス。アップデート内容は利用車両によって異なります。

(3) TC・TMC 提供サービス

TC・TMC 提供サービスには、以下が含まれます。

- ・コネクティッドナビ

音声対話システムに接続し、話しかけるだけで目的地の検索・設定、ニュースや天気などの情報検索ができるほか、パワーウィンドウなど車両機能の音声認識操作ができるサービスおよび走行状況に関するデータおよび外部情報を組み合わせた膨大なデータを用いて、TMC が保有する最新の地図データの中から最適なルートを探検し、車載機に配信するナビゲーションサービス (T-Connect エントリー (22) および T-Connect スタンダード (22) 対応車両においてご利用いただけるサービスであり、ディスプレイオーディオ (コネクティッドナビ対応) Plus 対応車両においてはハイブリッドナビとマップオンデマンド相当の機能を有するサービスです)。

- ・デジタルキー

TMC が提供する所定のスマートフォン用アプリケーション上で、利用車両の鍵を開閉できるサービス (2022 年 1 月以降発売のデジタルキー (メーカーオプション) を装着した車両においてご利用いただけるサービスです)。

第 7 条 (T-Connect の利用)

1. T-Connect は、契約者、車両利用者および権限受領者が利用できます。ただし、T-Connect の一部サービスについては、車両利用者または権限受領者において利用できません。
2. 車両利用者が T-Connect を利用する場合、契約者は、当該車両利用者に対し、本基本規約の各条項を周知し遵守させるものとします。また契約者は、当該車両利用者による T-Connect の利用について一切の責任を負うものとし、当該車両利用者の行為は契約者の行為とみなされることを予め承諾します。
3. 契約者が別途自ら締結する利用車両の貸渡契約に基づき当該利用車両を第三者に利用させる場合、契

約者は、当該第三者に対し、当該貸渡契約の中で本基本規約の各条項を周知し遵守させるものとします。

4. TC または TMC は、契約者、車両利用者または権限受領者の行為が著しく粗野または乱暴である場合、T-Connect の提供に従事する者の名誉、信用を毀損しもしくはその性的羞恥心を害する行為である場合、または第三者のプライバシーもしくは財産等を害する行為または害するおそれのある行為と判断する場合には、T-Connect の利用をお断りすることができるものとします。

第 8 条（本基本規約の改訂および周知）

1. TC および TMC は、個別に契約者と合意することなく、本基本規約を改訂（個別サービス規程の追加を含みます）することができるものとします。この場合、契約者に対し、本基本規約を変更する旨および変更後の本基本規約の内容ならびにその効力発生時期を、事前に周知するものとします。
2. 前項の周知は、当該効力発生日の 7 日前までに、toyota.jp (<https://toyota.jp/tconnectservice/tctermms/>) に掲載することにより行うものとします。

第 9 条（T-Connect の変更・終了）

1. TC および TMC は、TC 提供サービス、TMC 提供サービスまたは TC・TMC 提供サービスの一部または全部をいつでも変更または終了することができるものとします。ただし、当該変更または終了が利用者に重大な影響を及ぼすものと認められる場合、TC および TMC は、予め当該変更または終了の内容について、契約者に周知するよう努めるものとします。
2. TC および TMC は、契約者に対して事前に通知した上で、T-Connect の提供を終了することができるものとします。

第 10 条（ID 等の管理）

1. 契約者は、T-Connect の利用にあたり必要となる ID、パスワードその他の暗証番号（以下、総称して「ID 等」といいます）を自ら責任をもって管理するものとし、当該 ID 等を使用してなされた一切の行為およびその結果について、その行為を自らなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 契約者が共通 ID を取得し、T-Connect を使用した場合においても、契約者は、前項と同じ責任を負うものとします。

第 11 条（T-Connect の提供の一時的な中断）

TC および TMC は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に対し事前に通知することなく、T-Connect の一部または全部の提供を一時的に中断することがあります。

- (1) T-Connect またはそれに関連するシステムの保守を、定期的にまたは緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、暴動、騒乱、労働争議等により T-Connect の提供ができなくなった場合
- (5) 法令または管轄官公庁の要請に基づく場合

- (6) 通信サービスが停止した場合または車載機もしくは通信機の使用環境等の事情により通信障害が生じた場合その他運用上もしくは技術上 T-Connect の提供の一時的な中断が必要な場合

第 12 条 (免責)

1. TC および TMC は、第 9 条または第 11 条に基づき、T-Connect を変更もしくは終了する場合または T-Connect の提供を一時的に中断する場合、契約者、車両利用者および権限受領者に対し、一切の責任を負いません。
2. TC および TMC は、T-Connect について動作保証、品質保証、提供情報の正確性保証その他一切の保証をするものではなく、T-Connect の利用に関し契約者、車両利用者または権限受領者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。万が一、TC または TMC が賠償責任を負う場合、その賠償額は契約するサービスプランの 1 年分相当の T-Connect 基本利用料の額 (T-Connect (携帯接続) の場合には T-Connect エントリーの T-Connect 基本利用料相当額) を上限とします (TC または TMC に故意または重大な過失がある場合を除きます)。
3. TC および TMC は、第 21 条の違反により、契約者、車両利用者および権限受領者が T-Connect の全部または一部を利用できないことにより、契約者、車両利用者、権限受領者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
4. TC および TMC は、次の各号のいずれかに該当する場合、契約者、車両利用者および権限受領者が T-Connect の全部または一部を利用できないことにより契約者、車両利用者、権限受領者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、一切の責任を負いません。
 - (1) 契約者の届出内容に誤りのある場合または契約者が第 24 条に定める変更の届出を怠っている場合
 - (2) 車載機、通信機その他周辺機器に故障、損壊、不具合等があり正常に作動しない場合
 - (3) 車載機、通信機その他周辺機器を正しく設置しない等、取扱説明書等に記載されている事項を遵守しなかった場合
 - (4) 利用車両搭載のバッテリーの電圧低下または車載機、通信機の電池切れ・電源が入っていない等電力が正常に供給されていない場合
 - (5) 利用車両に取り付けたトヨタ純正品以外の用品によって、T-Connect の一部機能が正しく作動しない場合
 - (6) 電波状況、通信回線の混雑等により、サービスが利用できず、または、通信速度が低下する場合
 - (7) メールを利用するサービスにおいて、T-Connect サポートセンターに登録しているメールアドレスに、TC 所定の方法を用いて TC 所定の回数のメールを送信したにもかかわらず、いずれも不達となる場合
 - (8) アプリを利用するサービスにおいて、情報通信端末またはアプリの故障、損壊、中断、不具合、変更、廃止、利用停止、終了等による場合
 - (9) アプリを利用するサービスについて、アプリの不具合、ID の失念その他原因にかかわらず正常にログインができず、またはログイン状態を維持できない場合
 - (10) 相当の安全策を講じたにもかかわらず第三者による不正アクセスまたはコンピューターウイルスの混入等の不正行為が行われた場合

- (11) 通信環境（通信回線、システム、サーバを含みこれらに限られません）の障害による場合
- (12) その他 T-Connect の全部または一部が利用できないことにつき、TC または TMC に帰責事由が認められない場合

第 13 条（契約データおよび車両データ等の取得）

1. 本基本規約において、次の各号に定める用語は、それぞれ当該各号に定める意味で使用されるものとします。
 - (1) 契約データ
 - ① 契約者に関するデータ
契約者（契約者が法人である場合には契約者の担当者を含みます。以下本条から第 16 条について同じ）の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレスおよび性別等、契約者に関するデータをいいます。
 - ② 契約内容に関するデータ
T-Connect の ID、パスワード、利用できるサービスの範囲、サービスの利用状況および契約期間等、T-Connect の契約内容に関するデータをいいます。
 - (2) 車両データ
 - ① 利用車両に関するデータ
車名、車体（車台）番号、自動車登録番号、登録年月日および車載機の種類等、利用車両に関するデータをいいます。
 - ② 走行状況に関するデータ
エンジン回転数、アクセル/ブレーキの操作状況、車速、シフトポジション、走行距離情報および位置情報等、利用車両の走行状況に関するデータをいいます。
 - ③ 車両状態に関するデータ
警告の表示情報等、利用車両の車両状態に関するデータをいいます。
 - (3) ヘルプネット利用時に送信されるデータ
ヘルプネット利用者の氏名等の個人に関するデータならびに緊急事態の内容、通報発信時の位置情報、自動発信/手動発信の別および通報発信時刻等に関するデータをいいます。
 - (4) エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ
エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に対話機能を通じて送信される内容等に関するデータをいいます。
2. TC は次条第 1 項に定める目的のために、TMC は次条第 2 項に定める目的のために、適法かつ公正な手段によって、次の各号に定めるデータを取得します。
 - (1) T-Connect の申込みにあたり、申込者が登録した契約データ
 - (2) T-Connect の申込みにあたり、申込者が利用車両として指定した車両データ
 - (3) T-Connect の利用にあたり、契約者が提供した契約データおよび車両データ（TC の場合はヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータを含みます）
 - (4) T-Connect の利用にあたり、車載機または通信機を通じて送信される契約データおよび車両デー

タ（TC の場合は、ヘルプネット利用時に送信されるデータならびにエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータも併せて送信されます）

- (5) T-Connect の利用にあたり、契約者が利用した個別のサービスならびにその利用日時および利用回数その他利用履歴
 - (6) 前各号のデータに変更があった場合における変更後のデータ
3. TC は、契約データおよび車両データを、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほかに、TMC または販売店から取得することがあります。
 4. 申込者および契約者は、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより、TC および TMC が取得した契約データおよび車両データについて、TC および TMC に対し、開示を請求することができます。また、万が一、開示された契約データおよび車両データの内容が事実でないことが判明した場合、TC および TMC は、当該契約データおよび当該車両データを、速やかに訂正または削除します。

第 14 条（契約データおよび車両データ等の利用目的）

1. TC は、前条 2 項に基づき取得した契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
 - (1) 契約者、車両利用者および権限受領者への T-Connect の提供
 - (2) 契約者への T-Connect の提供にかかる対価・料金（以下、「本件料金」といいます）の請求
 - (3) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
 - (4) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (5) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (6) 契約者、車両利用者、権限受領者または第三者への車両データの統計処理・分析を通じた情報提供サービス（交通情報など）
 - (7) 契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務
 - (8) 次条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
2. TMC は、前条第 2 項に基づき取得した契約データおよび車両データ等を安全に管理し、次の各号に定める目的のために利用します。
 - (1) 契約者、車両利用者および権限受領者への TMC 提供サービスおよび TC・TMC 提供サービスの提供
 - (2) 契約者および利用車両へのサービス等のご案内（利用車両の整備・修理に関するご案内を含みます）
 - (3) 車両・商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
 - (4) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
 - (5) 第 16 条に定める第三者提供の目的に基づく処理・分析
 - (6) 契約者、車両利用者または権限受領者からのお問い合わせへの対応・迅速なサービスの提供等のために必要な業務

(7) TMCによる、T-Connectに紐づくサービス(My TOYOTA+等)の提供。ただし、当該T-Connectに紐づくサービスの利用を申込んだ場合に限りです。

3. 前二項に掲げるほか、TCおよびTMCは、オペレーターサービスまたはその他のT-Connectに関するサービスにおいて契約者、車両利用者または権限受領者から提供される音声データおよび第18条第1項記載のお問い合わせ先へのご連絡内容について、次の目的で通話のモニタリングや録音を行うとともに、その音声データならびにご利用の日時およびその他の関連する情報(以下、「音声データ等」といいます)を、次の目的に利用することがあります。
 - (1) ご連絡内容の確認およびご連絡への対応
 - (2) ご連絡への対応の品質およびお客様満足度の向上
 - (3) 新商品、新サービスなどの企画・開発およびマーケティング分析
4. TCは、TC提供サービスおよびTC・TMC提供サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。TCは、契約者、車両利用者または権限受領者がTC提供サービスおよびTC・TMC提供サービスを利用するにあたり必要な契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータならびに音声データ等を当該委託先に開示する場合、当該委託先におけるこれらデータの安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。
5. TMCは、TMC提供サービスおよびTC・TMC提供サービスの提供に関する業務を、TCまたは第三者に委託することがあります。TMCは、契約者、車両利用者および権限受領者がTMC提供サービスおよびTC・TMC提供サービスを利用するにあたり必要な契約データ、車両データおよび音声データ等をTCまたは第三者に開示する場合、TCまたは第三者における当該契約データ、車両データおよび音声データ等の安全管理について責任をもって監督し、漏洩・滅失等の防止に努めるものとします。

第15条(TCによる契約データおよび車両データ等の第三者提供)

1. TCは、契約者、車両利用者、権限受領者もしくは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合またはTCが従うべき法的義務のために必要がある場合、契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータならびに音声データ等を開示することがあります。
2. TCは、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれる契約データ、車両データ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、エージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータならびに音声データ等を提供方法に従い提供することがあります。

(1) 提供先：TMC

① 提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等についてのご案内
- (ii) 車両・商品・サービス等の企画・開発または品質向上の為の活用
- (iii) お客様満足度向上策等の参考にする目的で行うアンケート調査
- (iv) 車両データのうち位置情報を活用した匿名化措置の施された統計情報の販売・提供

(v) TMC によるサービスの提供

(vi) お問い合わせへの対応

(vii)前各号に掲げるほか第 14 条第 2 項または同条第 3 項に掲げる目的

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ、特定の個人を識別できないように加工したエージェント利用時およびコネクティッドナビ利用時に送信されるデータ、音声データ等

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供

(2) 提供先：契約者が利用車両を購入した販売店および契約者または車両利用者が指定した販売店

①提供先利用目的

(i) 車両・商品・サービス等のご案内

(ii) 商品・サービス等の企画・開発または品質向上およびマーケティング分析

(iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査

(iv) 利用車両のメンテナンスの案内およびメンテナンスへの活用

(v) お問い合わせへの対応

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、音声データ等

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付または口頭（電話）

(3) 提供先：車載機専用アプリ提供事業者または協業事業者。ただし、契約者が車載機専用アプリ提供事業者に車載機専用アプリの利用を申込んだ場合、または協業事業者に協業サービスの利用を申込んだ場合に限りです。

①提供先利用目的

(i) 車載機専用アプリまたは協業サービスの提供

(ii) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用料金の請求

(iii) 車載機専用アプリまたは協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内

(iv) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関するアンケート調査

(v) 車載機専用アプリまたは協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施

(vi) 車載機専用アプリまたは協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、音声データ等

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

- (4) 提供先：取次先事業者。ただし、契約者、車両利用者または権限受領者が取次を希望する場合には限ります。

①提供先利用目的

- (i) 取次先事業者によるサービスの提供
- (ii) 取次先事業者によるサービス利用料金の請求

②項目

契約者に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、ヘルプネット利用時に送信されるデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

- (5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

①提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

②項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（ただし、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

- (6) 提供先：医療機関および関係機関

①提供先利用目的

ヘルプネットにより受けた通報への対応

②項目

契約者に関するデータ、利用車両に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③提供方法

データの送信または口頭（電話）

- (7) 提供先：国土交通省。ただし、2016年12月1日以降にT-Connectの利用を開始した場合に限ります。

①提供先利用目的

- (i) 新たな車両安全対策の検討
- (ii) 事故自動通報システムおよび先進事故自動通報システム導入にかかわる検討
- (iii) その他交通安全対策に資する研究

②項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、ヘルプネットにより送信されるデータ

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

- (8) 提供先：KDDI

①提供先利用目的

- (i) T-Connect 等で利用する自動車装着専用データ通信モジュールへの通信回線の提供
- (ii) T-Connect 利用者向け au スマホ利用料割引の適用可否の確認
- (iii) T-Connect 利用者向け au スマホ利用料割引料金の請求
- (iv) お問い合わせへの対応

ただし、(ii)(iii)は T-Connect エントリーまたは T-Connect スタンダード利用契約に限ります。

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、音声データ等

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付または電話（口頭）

第 16 条（TMC による契約データおよび車両データの第三者提供）

1. TMC は、契約者、車両利用者、権限受領者もしくは第三者の重大な利益を保護するために必要と判断する場合または TMC が従うべき法的義務のために必要がある場合、契約データ、車両データおよび音声データ等を開示することがあります。
2. TMC は、次の各号に定める提供先に対し、提供先利用目的を達成するのに必要な範囲で、項目に含まれる契約データおよび車両データを提供方法に従い提供することがあります。なお、T-Connect スタンダード（22）のうち for bZ4X の契約者（以下、「T-Connect スタンダード（22） for bZ4X 契約者」といいます）および for プリウス（KINTO リース）契約者（以下、「T-Connect スタンダード（22） for プリウス（KINTO リース）契約者」といいます）については、第 31 条（T-Connect スタンダード（22） for bZ4X 契約者および T-Connect スタンダード（22） for プリウス（KINTO リース）に関する T-Connect 利用規約特則）2 項 1 号に定める提供先に対し、契約データおよび車両データを提供することがあります。

(1) 提供先：契約者が利用車両を購入したまたは利用者が指定した販売店

①提供先利用目的

- (i) 車両・商品・サービス等のご案内
- (ii) 商品・サービス等の企画・開発および品質向上ならびにマーケティング分析
- (iii) お客様満足度向上策等の検討のためのアンケート調査
- (iv) 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- (v) お問い合わせへの対応

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、音声データ等

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

(2) 提供先：協業事業者。ただし、協業事業者に協業サービスの利用を申し込んだ場合に限りです。

①提供先利用目的

- (i) 協業サービスの提供

- (ii) 協業サービスの利用料金の請求
- (iii) 協業サービスにおける新サービスまたは新メニューのご案内
- (iv) 協業サービスに関するアンケート調査
- (v) 協業サービスの利用促進等を目的としたキャンペーンの実施
- (vi) 協業サービスに関する新サービスの企画・開発およびサービス品質の評価・改善

②項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ、音声データ等

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

- (3) 提供先：共同開発・研究先（車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を行う企業・機関等）

①提供先利用目的

TMC の車両・商品・サービス等の企画・開発・研究・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等

②項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（ただし、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

- (4) 提供先：取引先（車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を行う企業等）

①提供先利用目的

TMC の車両・商品・サービス等に含まれる部品・製品の企画・開発・製造・改良等を目的とした、利用車両の利用状況の確認、市場不具合解析等

②項目

利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（ただし、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

- (5) 提供先：提携機関および企業（社会・交通・生活インフラの提供・整備を行う企業等）

①提供先利用目的

よりよい社会・交通・生活環境の創出を目的とした、車両データの分析・活用

②項目

走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ（ただし、統計化または特定の個人を識別できないように加工した場合に限ります）

③提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付

第 17 条（車両データの提供停止）

1. 契約者は、車両データの送信を希望しない場合、車載機での操作により、車両データの送信を止めることができる場合があります。詳しくは、車載機の取扱説明書をご確認ください。
2. 契約者の利用車両が TC および TMC 所定の車種に該当する場合は、T-Connect を経由して TC あるいは TMC が取得する車両データのうち、一部については、My TOYOTA（ウェブ）での操作により、TC あるいは TMC によるデータの利用の停止を求めることができます場合があります。詳しくは My TOYOTA（ウェブ）をご確認ください。
3. 前項に従い車両データの送信を停止した場合、契約者は、T-Connect の全部または一部を利用できなくなる場合があります、また、車両データの送信を再開した後においても、T-Connect の一部サービスを正しく受けることができない場合があることを、予め承諾するものとします。

第 18 条（お問い合わせ先）

1. 本基本規約および T-Connect に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【T-Connect サポートセンター】

TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休

なお、マップオンデマンドに関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【マップオンデマンド・サポートデスク】

TEL：0561-57-6814 受付時間：9:00～18:00 年中無休

2. 契約データ等に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

(1) 【事業者】

トヨタコネクティッド株式会社

【TC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

T-Connect サポートセンター

TEL：0800-500-6200 受付時間：9:00～18:00 年中無休

【個人情報保護管理者】

T-Connect 事業担当部門長

〒460-0003

愛知県名古屋市中区錦一丁目 11 番 11 号 名古屋インターシティ 14 階

Mail: info@mail.toyotaconnected.co.jp

URL: <https://www.toyotaconnected.co.jp/>

(2) 【事業者】

トヨタ自動車株式会社

【TMC が取得する個人情報の取扱いに関するご相談窓口】

お客様相談センター

〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 7-1

TEL：0800-700-7700

URL: <https://global.toyota/>

第 19 条（警備業法上の表示）

1. TC は、警備業法に基づいて契約締結前後にお渡しする書面について、当該書面の交付に代えて、toyota.jp (<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において PDF 形式（Adobe Reader で閲覧可能な状態）で掲載することにより当該書面に記載すべき情報を提供します。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者は、前条第 1 項記載の T-Connect サポートセンターに連絡をすることで、当該書面の交付を求めることができるものとします。

第 20 条（損害賠償）

1. 契約者、車両利用者または権限受領者が T-Connect の利用によって第三者に対して損害を与えた場合、契約者は、自己の責任と負担をもって、当該損害にかかわる紛争を解決するものとします。
2. 契約者、車両利用者または権限受領者が本基本規約に反した行為または不正もしくは違法な行為によって TC または TMC に損害を与えた場合、TC または TMC は、契約者に対し、損害賠償を請求することができるものとします（なお、これにより、TC および TMC において、車両利用者および権限受領者に対する損害賠償請求をなすことを妨げられるものではありません）。

第 21 条（禁止行為）

契約者は、T-Connect の利用に際し、自らならびに車両利用者および権限受領者をして次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) TC、TMC または第三者の著作権、特許権、商標権等の知的財産権その他の権利または利益を侵害する行為
- (2) 公序良俗に反する行為または公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- (3) 犯罪的行為その他法令に違反する行為
- (4) 事実反する情報またはそのおそれのある情報を提供する行為
- (5) TC、TMC または第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (6) T-Connect の提供に係る設備に対して過度な負担を与える行為その他 TC および TMC による T-Connect の提供を妨害する行為
- (7) T-Connect の提供に係る設備を分解、改造等する行為
- (8) 利用車両の走行中に運転者に車載機を操作させ、その他利用車両の安全運転に支障があると認められる態様で T-Connect を利用する行為
- (9) その他 TC または TMC が不適切と判断する行為

第 22 条（知的財産権、法令遵守等）

1. 契約者、車両利用者および権限受領者は、T-Connect により伝達される情報に著作権その他の知的財産権が成立し、各種法令または条約で保護されるものが含まれることを認識するものとし、著作権者その他知的財産権の権利者（以下、「著作権者等」といいます）の承諾を得ることなく、T-Connect を通じて入手した知的財産権で保護されるいかなる情報（以下、「知財情報」といいます）も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても T-Connect を利用する範囲を超えて利用することはできません。

2. 契約者、車両利用者および権限受領者は、著作権者等の承諾を得ることなく、T-Connect を通じて入手したいかなる知財情報も、複製、改ざん、販売、出版その他のいかなる方法によっても第三者へ使用させ、または公開することはできません。
3. 契約者、車両利用者および権限受領者は、著作権者等の承諾を得ることなく、知的財産権を侵害する態様で T-Connect を利用することはできません。
4. 契約者、車両利用者および権限受領者は、法令または公序良俗に反して T-Connect を利用することはできません。
5. 契約者は、第 7 条第 3 項に基づき、契約者が別途自ら締結する利用車両の貸渡約款に基づき当該利用車両を第三者に利用させる場合、個人情報保護法を含む関係法令を遵守するものとします。また、当該契約者と当該利用車両の車両利用者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、TC および TMC は、一切の責任を負いません。
6. 契約者は、第 5 条第 1 項に基づき、T-Connect を権限受領者に利用させる場合、個人情報保護法その他の法令を契約者において遵守すると共に、権限受領者に遵守させるものとします。また、当該契約者と権限受領者との間で紛争が発生した場合、当該紛争は当事者間で解決されるものとし、TC および TMC は、一切の責任を負いません。

第 23 条（本件料金の支払い）

1. 契約者は、T-Connect 利用契約に基づき、別表のとおり、TC に対し、本件料金を支払うものとします。また、契約者は、T-Connect の利用に関し賦課される消費税その他の税を負担するものとします。なお、本件料金のうち、オプションサービスの利用料については、当該オプションサービスにかかる個別サービス規程によるものとします（以下、本条において同じ）。
2. 契約者は、次の各号に定める方法のうち、契約者が指定し TC が承認したいずれかの方法により、本件料金を支払うものとします。なお、契約者とクレジットカード会社、収納代行会社または金融機関等との間で紛争が発生した場合、当該紛争は各々該当する当事者間で解決されるものとし、TC および TMC は、一切の責任を負いません。

(1) クレジットカードによる支払い

契約者は、TC が承認したクレジットカード会社の指定するクレジットカードにより、当該クレジットカード会社が定める条件に基づき支払うものとします。

TC は、当該クレジットカードの会員番号もしくは有効期限が更新もしくは変更された場合または契約者が当該クレジットカード資格を失った場合、当該クレジットカード会社から当該連絡を受けることがあります。この場合、契約者は、当該更新または変更がなされたクレジットカードにより継続して本件料金を支払うことに予め同意するものとします。

(2) 預金口座振替による支払い

ご契約中のサービスプランが TC 所定の条件に該当する場合、契約者は、TC 所定の申込みをすることにより、口座振替依頼書または自動払込利用申込書に記載された内容に従い、預金口座振替による支払いができるものとします。

(3) 指定口座振込みによる支払い

ご契約中のサービスプランが TC 所定の条件に該当する場合、契約者が法人である場合かつ、TC

が契約者からの申込みを認めた場合、契約者は、TC の発行する請求書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みによる支払いができるものとします。

なお、クレジットカードによる支払いができない等の事情により TC が契約者に対し指定口座振込による支払いを求めた場合、契約者は、TC の発行する振込依頼書に記載された内容に従い、指定口座への現金振込みにより支払うものとします。

(4) TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払い

契約者の利用車両および T-Connect 申込方法等が TC 所定の条件に該当する場合、契約者は、TOYOTA Wallet (ただし後払い型の TS CUBIC に限ります) による支払いができるものとします。詳しくは別表 D、E および F の(3)支払方法をご確認ください。

3. 契約者は、TC 所定の手続きにより、前項の支払方法を変更することができます。ただし、T-Connect エントリー (22) および T-Connect スタンダード (22) 対応車両において T-Connect 利用契約を締結した契約者については、第 4 条に定める共通 ID との連携を行っていない場合、My TOYOTA (ウェブ) による支払方法の変更を選択することができません。
4. 契約者が指定口座振込による支払いを行う場合において、契約者の支払った金額が本件料金および TC と契約者との取引に基づき TC に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、TC が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。
5. 解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用規約が終了した日から最大 3 日間は T-Connect の一部のサービスがご利用いただける状態が継続している場合があります。その場合であっても、TC は、契約が終了した日以降の本件料金 (オプションサービスの利用料を含みます) は請求しません。

第 24 条 (変更の届出)

1. 契約者は、氏名、住所、電話番号、口座振替指定の預金口座番号、クレジットカード番号その他 TC への届出内容に変更があった場合、TC に対し、速やかに所定の変更届出を行うものとします。
2. TC は、T-Connect エントリー (22) および T-Connect スタンダード (22) 対応車両で T-Connect 利用契約を締結した契約者が第 4 条に定める共通 ID との連携を行った場合、TMC に対し、共通 ID に登録されている事項のうち、TC 所定の項目について変更届出を行ったときは、TC に対し、T-Connect に関する届出内容の変更届出が行われたものとして取り扱います。
3. 契約者が第 1 項の届出を怠ったことにより契約者、車両利用者、権限受領者または第三者に損害・損失等が発生した場合であっても、TC および TMC は、一切の責任を負いません。

第 25 条 (利用車両譲渡時等の取扱い)

1. 契約者は、第三者への譲渡または毀損・滅失等により利用車両を所有・利用等しなくなった (以下、「譲渡等の事実」といいます) 場合、TC および TMC 所定の手続きにより、譲渡等の事実を TC に届出するものとします。当該届出が TC に到達した時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
2. 契約者が前項の届出をしていない場合であっても、譲渡等の事実が判明したときは、当該事実を TC が知った時点で、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
3. TC および TMC は、契約者のプライバシーを保護し、また、利用車両の安全を確保するため、契約

者の利用車両の譲渡等の事実の有無を確認することを目的として、一般財団法人自動車検査登録情報協会の提供する自動車検査登録情報提供サービス（以下、「AIRIS」といいます）を利用できるものとします。

4. TC および TMC が、AIRIS により契約者の利用車両について下記のいずれかに該当することを検知した場合、抹消、一時抹消あるいは変更の各登録のされた日の属する月の翌々月末日に、T-Connect 利用契約は当然に終了します。
 - (1) 利用車両について抹消登録がされたこと
 - (2) 利用車両について一時抹消登録がされたこと
 - (3) 利用車両の「使用者の氏名又は名称」および「使用者の住所」の双方の内容が同月内に変更登録されたこと。ただし、利用車両の「使用者の氏名又は名称」および「使用者の住所」の双方が変更登録された日の属する月の前月から翌々月末日の前日 18 時までの間に、TC に対し、第 24 条に基づき住所、氏名その他 TC 所定の項目のうちいずれかの変更届出があった場合を除く。
5. 前四項に基づく T-Connect 利用契約の終了により契約者、車両利用者または権限受領者に損害・損失等が発生した場合であっても、TC および TMC は、一切の責任を負いません。また、TC および TMC は、既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。契約者が TC または TMC に対し債務を有する場合、契約者は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を TC または TMC に支払うものとします。
6. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡または貸与する等自己の直接占有から離脱させる場合、自己の責任と負担において、車載機に入力された契約データおよび車両データのすべてを、所定の手続きにより消去するものとします。万が一、契約者が所定の手続きを経ずに、または所定の手続きを正しく行わずに、車載機に入力された契約データおよび車両データが第三者に閲覧された場合または漏洩した場合であっても、TC および TMC は、一切の責任を負いません。
7. 契約者は、利用車両を第三者へ譲渡し、または利用車両を所有・利用等しなくなった場合、当該利用車両の新たな所有者の同意がない限り、いかなる手段によっても、当該利用車両の車載機または通信機に蓄積されるデータにアクセスしてはならないものとします。

第 26 条 (T-Connect 利用契約の解約)

1. 契約者は、T-Connect 利用契約の解約を希望する場合、TC 所定の手続きにより TC に解約を届出るものとします。ただし、T-Connect エントリー (22) および T-Connect スタндарт (22) 対応車両で T-Connect 利用契約を締結した契約者については、第 4 条に定める共通 ID との連携を行っていない場合、利用車両の車載機および My TOYOTA (ウェブ) による解約の届出を選択することができません。解約の効力は、TC に解約の届出が到達した時点で生じるものとします。この場合、TC および TMC は、既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。なお、本件料金のうち、有料オプションサービスの利用料の払戻しについては、当該有料オプションサービスにかかる個別サービス規程によるものとします（以下、本条において同じ）。
2. 前項に従い契約者が解約を届出た場合において、契約者が TC または TMC に対し債務を有する場合、契約者は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を TC または TMC に支払うものとします。
3. T-Connect 利用契約の解約、解除、その他事由のいかんを問わず T-Connect 利用契約が終了する場合、TC は、契約者に代わり車載機専用アプリ提供事業者、協業事業者および取次先事業者に対し、

契約者の利用するサービスの解約の申込み等を行うことができるものとし、契約者は予めこれを承諾します。

4. **T-Connect エントリー (22) および T-Connect スタンダード (22) 対応車両において T-Connect 利用契約を締結した契約者は、第 1 項に定める解約と同時に退会 (T-Connect の ID を削除し、その効力を喪失させること) の効力が生じます。上記以外の契約者が退会を希望する場合には、第 1 項に定める解約とは別途、TC 所定の手続きにより TC に退会を届出る必要があります。なお、退会は T-Connect 利用契約 (オプションサービスを契約している場合は、契約中の全てのオプションサービスを含みます) を解約した後にを行うものとします。退会した場合、契約者は、T-Connect ユーザーサイトへのログインや各種手続きをすることができなくなります。**

第 27 条 (解除事由等)

1. **TC または TMC は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合、T-Connect の申込みを承諾しないことがあります。また、申込みの承諾後であっても、契約者が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込みの承諾を取消すことがあります。**
 - (1) 本基本規約違反等により過去に T-Connect 利用契約を解除されたことがあることが判明した場合
 - (2) T-Connect の申込みに虚偽、誤記または記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) 指定した預金口座、クレジットカードなどが無効である場合または収納代行会社、クレジットカード会社もしくは金融機関等により利用の停止もしくは制限の措置が取られていることが判明した場合
 - (4) 過去に本件料金の支払いを怠っていたことが判明した場合
 - (5) 第 29 条に違反する事実が判明した場合
 - (6) その他 TC または TMC が契約者として不相当と判断する場合
2. **TC または TMC は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、契約者に通知または催告することなく、T-Connect 利用契約を解除できるものとします。この場合、TC は既に支払われた本件料金の払戻しは一切行いません。なお、本件料金のうち、有料オプションサービスの利用料の払戻しについては、当該有料オプションサービスにかかる個別サービス規程によるものとします (以下、本条において同じ)。**
 - (1) T-Connect 利用契約に関連する事項につき虚偽の申告をした場合
 - (2) T-Connect を不正に利用した場合
 - (3) T-Connect の運営を妨害した場合
 - (4) 本件料金の支払いを遅滞した場合または拒否した場合
 - (5) T-Connect を 1 年以上利用していない場合
 - (6) 第 21 条の禁止行為に該当する行為を行った場合
 - (7) 本基本規約に重大な違反があった場合
 - (8) 第 29 条に違反する事実が判明した場合
 - (9) その他 TC または TMC が契約者として不相当と判断する相当な事情があった場合
3. **前二項に基づき T-Connect の申込みに対する承諾が取り消され、または T-Connect 利用契約が解除**

された場合において、契約者が TC に対して本件料金の未払い等の債務を有する場合、契約者は期限の利益を喪失し、直ちにその全額を TC に支払うものとします。

第 28 条（権利義務の譲渡禁止）

契約者は、T-Connect 利用契約にかかわる契約上の地位の全部または一部を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供することはできません。

第 29 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、自己（契約者が法人である場合においてはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員を含みます）、車両利用者もしくは権限受領者または代理人もしくは媒介者（以下、「関係者」といいます）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの者と密接な関わりを有する者もしくはこれらに準じる者（以下、「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
2. 契約者は、自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が、直接的または間接的に、以下の行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) T-Connect の利用に関する脅迫的な言動（自己、車両利用者もしくは権限受領者または関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません）または暴力を用いる行為
 - (4) 風説の流布、偽計または威力による TC および TMC の信用の毀損または TC および TMC の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為

第 30 条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と TC または TMC との間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 31 条（T-Connect スタンダード（22） for bZ4X 契約者および T-Connect スタンダード（22） for プリウス（KINTO リース）に関する T-Connect 利用規約特則）

1. T-Connect スタンダード（22） for bZ4X 契約者については、本規約の適用に関し、次の各号に規定する特則が適用されます。
 - (1) T-Connect 利用規約の成立とともにデジタルキー利用契約およびコネクティッドナビ利用契約が成立します。デジタルキー利用料およびコネクティッドナビ利用料は、株式会社 KINTO（以下、「KINTO」といいます）または TMC が別途指定する他のリース会社の提供する自動車のリース契約の契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれますので、別途お支払いいただく必要はありません。

2. T-Connect スタンダード (22) for bZ4X 契約者および T-Connect スタンダード (22) for プリウス(KINTO リース)契約者については、本規約の適用に関し、次の各号に規定する特則が適用されます。

(1) 第 16 条第 2 項に規定する TMC による契約データおよび車両データ等の第三者提供先に加え、下記事業者に本号記載の項目を記載の方法により提供することがあります。

提供先：KINTO

① 提供先利用目的

(i) 利用車両の適切な管理のため

(ii) 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用

(iii) T-Connect スタンダード (22) for bZ4X 契約者または T-Connect スタンダード (22) for プリウス (KINTO リース) 契約者が指定した販売店と利用車両のメンテナンスについて連携すること

(iv) お問い合わせへの対応

② 項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付または書類での送付、口頭（電話）、アクセス権を与える方法により提供

(2) 第 26 条第 1 項の規定にかかわらず、T-Connect スタンダード (22) for bZ4X 契約者のうち KINTO との自動車リース契約の契約者、または T-Connect スタンダード (22) for プリウス (KINTO リース)契約者については、いずれも KINTO とのリース契約期間中、T-Connect 利用契約のみの解約を求めることはできません。T-Connect 利用契約の解約を希望するときは、KINTO とのリース契約自体を解約していただく必要があります。

(3) KINTO とのリース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も KINTO とのリース契約が終了した時点で当然に終了します。

第 32 条（法人管理契約者に関する特則）

法人管理契約（本条第 1 号の細分③に定義します）を締結する契約者については、本規約の適用に関し、次の各号に規定する特則が適用されます。

(1) 本条において、次の各号の細分に定める用語は、それぞれ当該各号の細分に定める意味で使用されるものとします。

① リース店：TMC がトヨタブランドの車両リースを許諾したリース契約店をいいます（株式会社 KINTO を除きます）。

② リース車両：リース店が提供し、契約者とリース店の間で法人リース契約が成立しているトヨタブランドの車両をいいます（KINTO 車両を除きます）。

③ 法人管理契約：リース車両に対する T-Connect 利用契約の申込みを簡略化することを目的に、必要事項を定めた T-Connect 法人管理契約約款（リース契約用）に基づき、TC および契約

者との間で成立する契約をいいます（2023年10月31日以前に締結された法人管理契約を除きます）。

- ④ 法人サイト：法人管理契約の契約者向けの専用ウェブサイトをいいます。
- (2) 法人管理契約の契約者の場合、本件料金は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該法人リース契約の利用料に含まれますので、別途本件料金をお支払いいただく必要はありません。
- (3) 法人管理契約の契約者の共通 ID と T-Connect ID は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、T-Connect 利用契約が成立した時点で自動連携されます。
- (4) 第 13 条第 3 項に規定する契約データおよび車両データの取得について、TC は、申込者、契約者および利用車両から直接取得するほか、TMC または販売店に加え、リース店から取得することがあります。
- (5) 第 16 条第 2 項に規定する TMC による契約データおよび車両データ等の第三者提供先に加え、下記事業者に本号記載の項目を記載の方法により提供することがあります。

提供先：法人管理契約の契約者が利用車両の法人リース契約を締結したリース店または契約者が指定したリース店

① 提供先利用目的

- (i) 利用車両の適切な管理のため
- (ii) 利用車両のメンテナンスのご案内およびメンテナンスへの活用
- (iii) 契約者が利用車両を購入した販売店または契約者が指定した販売店と利用車両のメンテナンスについて連携すること
- (iv) お問い合わせへの対応

② 項目

契約者に関するデータ、契約内容に関するデータ、利用車両に関するデータ、走行状況に関するデータ、車両状態に関するデータ等

③ 提供方法

データの送信、記録媒体での送付、書類での送付、口頭（電話）、またはアクセス権を与える方法により提供

- (6) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかんを問わず終了した場合、T-Connect 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

(付則) 2023年1月30日改訂

T-Connect 利用規約 別表

ご契約中のサービスプランに応じ、本頁および下記の別表 A～F が適用されます。

サービスプランの詳細はこちら (https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf) をご確認ください。なお、契約者は、T-Connect ユーザーサイトまたは My TOYOTA (ウェブ) にて、ご契約中のサービスプランをご確認いただけます。

サービスプラン名称	適用される別表
T-Connect (携帯接続)	別表 A
T-Connect DCM パッケージ	別表 B
T-Connect DCM 単体 T-Connect DCM 単体/携帯接続	別表 C
T-Connect for CROWN	別表 D
T-Connect エントリー T-Connect スタンダード	別表 E
T-Connect エントリー (22) T-Connect スタンダード (22)	別表 F

【留意事項】

下記の留意事項は、すべての別表に共通して適用されます。

- ・ T-Connect 基本利用料は、付則日現在の価格であり、予告なく変更される場合があります。
- ・ お支払いいただいた T-Connect 基本利用料は、理由のいかんを問わず一切払戻しいたしません。契約期間経過前に途中解約した場合も、月割りや日割り計算による払戻しは行いません。
- ・ T-Connect 基本利用料には、車載機専用アプリ、協業サービスおよび取次先サービス（個別のアプリ、トヨタコネクティッドカー保険、ロードアシスト 24 等。以下、あわせて「車載機専用アプリ等」といいます）の利用料は含まれておらず、別途利用料や保険料の支払いが必要となります（無料期間内であっても同様です）。利用料はサービスやコンテンツごとに異なりますので、各サービスやコンテンツのサイトにて確認ください。
- ・ 情報通信端末をご利用の場合、T-Connect のご利用にかかる通信費および通話料は契約者、車両利用者または権限受領者のご負担となります。この場合、当該通信費および通話料はご利用の携帯電話事業者が定めるとおりとなります。
- ・ T-Connect 基本利用料には、消費税が含まれます（内税表記）。なお、消費税率が税法の改定により変動した時は、変動後の税率に自動改定されるものとします。

【別表 A：T-Connect（携帯接続）】

(1) サービスプランの説明

T-Connect（携帯接続）とは、契約者の携帯電話とナビ（車載機）を接続し、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合のサービスプランをいいます。

利用できる主なサービス（※1）	適用される主な個別サービス規程
【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none">・ヘルプネット・リモートメンテナンスメール・e ケア・オペレーターサービス・エージェント・Apps・CD タイトル情報取得 【TMC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none">・マップオンデマンド・T ルート検索（プローブ情報付）	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none">・ヘルプネットについてのご説明書・オペレーターサービス利用規約・T-Connect アプリストア利用規約

※1 サービスの内容は、利用車両、車載機の種類等により異なります。利用車両別の T-Connect の各サービス対応については、こちら (<https://toyota.jp/videotutorial/>) で確認できます。

(2) T-Connect 基本利用料

サービスプラン名称	対象	通信方法	料金
T-Connect（携帯接続）	契約者の携帯電話とナビ（車載機）を接続し、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合。	Bluetooth®、Wi-Fi®	無料

【別表 B：T-Connect DCM パッケージ】

(1) サービスプランの説明

T-Connect DCM パッケージとは、T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のサービスプランをいいます。

利用できる主なサービス (※1)	適用される主な個別サービス規程
【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプネット ・マイカーSecurity (※2) ・リモートメンテナンスメール ・e ケア ・オペレーターサービス ・エージェント ・Apps ・CD タイトル情報取得 ・FC システム遠隔見守りサービス 【TMC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・マップオンデマンド ・ハイブリッドナビ ・T ルート検索 (プローブ情報付) 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプネットについてのご説明書 ・マイカーサーチ Plus 利用規約 ・オペレーターサービス利用規約 ・T-Connect アプリストア利用規約 ・FC システム遠隔見守り利用規約 【通信回線に関するご説明】 <ul style="list-style-type: none"> ・DCM 通信サービスに関する重要事項説明書 (お申込み前にご確認ください) ・DCM 通信サービスに関するご説明書 (ご契約後にご確認ください)

※1 サービスの内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類等により異なります。利用車両別の T-Connect の各サービス対応については、こちら (<https://toyota.jp/videtutorial/>) で確認できます。

※2 マイカーサーチ Plus 利用規約にて規定されるサービスがマイカーSecurity のサービス名称で提供されます。

(2) T-Connect 基本利用料

サービスプラン 名称	対象	料金	
		初年度 (※3)	無料
T-Connect DCM パッケージ	T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のうち、初年度無料の T-Connect DCM パッケージの場合。	初年度中の再契約 (※4)	13,200 円/年
		2 年目以降 (※6)	13,200 円/年
		3 年間 (※5)	無料
T-Connect DCM パッケージ	T-Connect 対応ナビを装着し、DCM の通信を利用して、MIRAI (2014 年 11 月以降モデル)、プリウス PHV (2017 年 2 月以降モデル 標準装備ナビ、2019 年 5 月以降モデル)、アルファード・ヴェルファイア(2017 年 12 月～2019 年 12 月モデル)、センチュリー (2018 年 6 月以降モデル)、カローラスポーツ (2018 年 6 月～2019 年 9 月モデル)、プリウス (2018 年 12 月～2021 年 6 月モデル)、RAV4(2019 年 4 月～2020 年 8 月モデル)で T-Connect を利用する場合。	4 年目以降 (※6)	13,200 円/年

※3 初年度とは、車両に設置された車載機の種類に応じた次の期間をいいます。標準装備・メーカーオプションナビ (車載機) と DCM が設置された車両については車両初度登録日より初回の 12 ヶ月点検月の末日までをいいます。販売店装着オプションナビ (車載機) と DCM が設置された車両については、DCM 初回装着日の翌日より 12 ヶ月間をいいます (*1、*2)。なお、当該無料期間の満了日が属する月の所定期日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が TC になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。

(*1) 無料期間内に解約、解除等により契約が終了した (以下、「解約等」といいます) 場合には、解約等の時点で当該無料期間は終了し、次からの契約は初年度中の再契約 (有料) となります。

(※2) 無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、契約期間の満了日は変わりません。

※4 初年度中の再契約とは、(※3)の無料期間内に初年度の契約を解約等した後、同期間内に改めて契約する場合をいいます。初年度中の再契約における契約期間は、各契約プランの契約日から当該契約日の属する月を初月とした12ヶ月目の末日までです。契約日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1年間、自動的に更新されます。

※5 3年間とは、車両初度登録日より初回の36ヶ月点検月の末日までをいいます。ただし、MIRAIの場合は、DCM初回装着日の翌月より36ヶ月間をいいます(※3)。なお、当該無料期間の満了日が属する月の所定期日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知がTCになされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。

(※3) 当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。

※6 2年目以降、4年目以降とは、①(※3)および(※5)の各契約プランにおける無料期間満了日の翌日以降に各契約プランを新規契約する場合、または、②各契約プランにおける無料期間の満了日が属する月の所定期日までにTCに契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。

①の場合における契約期間は、各契約プランの契約日から当該契約日の属する月を初月とした12ヶ月目の末日までです。契約日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新されます。

②の場合における契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新されます。

(3) 支払方法

T-Connect 基本利用料の支払方法は下記の通りです。

支払方法	料金区分	課金方式
クレジットカード	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
預金口座振替	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
指定口座振込	T-Connect 基本利用料	自動継続課金

- ※ 車載機専用アプリ等の利用料は、車載機専用アプリ提供事業者に代わり、TCが契約者に請求する場合があります。
- ※ クレジットカードによる支払い以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリを購入できない場合があります。
- ※ 車載機専用アプリの購入において、クレジットカードによる支払いを選択した場合、T-Connect 基本利用料の支払方法はクレジットカードによる支払いに移行されます。
- ※ 預金口座振替による支払いを選択した場合、TCは契約者に事前の案内(請求書または利用明細の送付等)を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引落しにかかる利用料金の合計が2,000円未満の場合は、別途110円(税込み)の手数料を請求します。

【別表 C：T-Connect DCM 単体、T-Connect DCM 単体/携帯接続】

(1) サービスプランの説明

T-Connect DCM 単体とは、アルファード・ヴェルファイア（2017年12月～2019年12月モデル）、カローラスポーツ（2018年6月～2019年9月モデル）、プリウス（2018年12月～2021年6月モデル）、RAV4（2019年4月～2020年8月モデル）、プリウス PHV（2019年5月以降モデル）で、2018年モデル T-Connect ナビを非装着の状態で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のサービスプランをいいます。

T-Connect DCM 単体/携帯接続とは、アルファード・ヴェルファイア（2017年12月～2019年12月モデル）、カローラスポーツ（2018年6月～2019年9月モデル）、プリウス（2018年12月～2021年6月モデル）、RAV4（2019年4月～2020年8月モデル）、プリウス PHV（2019年5月以降モデル）で、2017年秋地図版が当初から装着されている2016年モデルナビ（ただし、春地図版から秋地図版に更新した場合は除外）を装着の状態で、DCM もしくは携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合のサービスプランをいいます。

〈T-Connect DCM 単体〉

利用できる主なサービス（※1）	適用される主な個別サービス規程
【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット マイカーSecurity（※2） リモートメンテナンスメール e ケア 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネットについてのご説明書 マイカーサーチ Plus 利用規約 【通信回線に関するご説明】 <ul style="list-style-type: none"> DCM 通信サービスに関する重要事項説明書（お申込み前にご確認ください） DCM 通信サービスに関するご説明書（ご契約後にご確認ください）

〈T-Connect DCM 単体/携帯接続〉

利用できる主なサービス（※1）	適用される主な個別サービス規程
【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット マイカーSecurity（※2） リモートメンテナンスメール e ケア オペレーターサービス（※3） エージェント（※3） Apps（※3） CD タイトル情報取得（※3） 【TMC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> マップオンデマンド（※3） T ルート検索（プローブ情報付）（※3） 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネットについてのご説明書 マイカーサーチ Plus 利用規約 オペレーターサービス利用規約 T-Connect アプリストア利用規約 【通信回線に関するご説明】 <ul style="list-style-type: none"> DCM 通信サービスに関する重要事項説明書（お申込み前にご確認ください） DCM 通信サービスに関するご説明書（ご契約後にご確認ください）

※1 サービスの内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類等により異なります。利用車両別の T-Connect の各サービス対応については、こちら（<https://toyota.jp/videtutorial/>）で確認できます。

※2 マイカーサーチ Plus 利用規約にて規定されるサービスがマイカーSecurity のサービス名称で提供されます。

※3 オペレーターサービス、エージェント、Apps、CD タイトル情報取得、マップオンデマンド、T ルート検索（プローブ情報付）は、携帯接続（契約者の携帯電話とナビ（車載機）を接続し、携帯電話の通信を利用して T-Connect を利用する場合）に限って利用できます。

(2) T-Connect 基本利用料

サービスプラン名称	対象	料金	
T-Connect DCM 単体	アルファード・ヴェルファイア(2017年12月～2019年12月モデル)、カローラスポーツ(2018年6月～2019年9月モデル)、プリウス(2018年12月～2021年6月モデル)、RAV4(2019年4月～2020年8月モデル)、プリウスPHV(2019年5月以降モデル)で2018年モデルT-Connectナビを非装着の状態で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合。	3年間(※4)	無料
		4年目以降(※5)	6,600円/年
T-Connect DCM 単体/携帯接続	アルファード・ヴェルファイア(2017年12月～2019年12月モデル)、カローラスポーツ(2018年6月～2019年9月モデル)、プリウス(2018年12月～2021年6月モデル)、RAV4(2019年4月～2020年8月モデル)、プリウスPHV(2019年5月以降モデル)で、2017年秋地図版が当初から装着されている2016年モデルナビ(ただし、春地図版から秋地図版に更新した場合は除外)を装着の状態で、DCMもしくは携帯電話の通信を利用してT-Connectを利用する場合。	3年間(※4)	無料
		4年目以降(※5)	6,600円/年

※4 3年間とは、車両初度登録日より初回の36ヶ月点検月の末日までをいいます(※)。なお、当該無料期間の満了日が属する月の所定期日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知がTCになされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。

(※) 当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。

※5 4年目以降とは、①(※4)の各契約プランにおける無料期間満了日の翌日以降に各契約プランを新規契約する場合、または、②各契約プランにおける無料期間の満了日が属する月の所定期日までにTCに契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。

①の場合における契約期間は、各契約プランの契約日から当該契約日の属する月を初月とした12ヶ月目の末日までです。契約日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新されます。

②の場合における契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1年間自動的に更新されます。

(3) 支払方法

T-Connect 基本利用料の支払方法は下記の通りです。

支払方法	料金区分	課金方式
クレジットカード	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
預金口座振替	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
指定口座振込	T-Connect 基本利用料	自動継続課金

※ クレジットカードによる支払い以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリを購入できない場合があります。

※ 車載機専用アプリの購入において、クレジットカードによる支払いを選択した場合、T-Connect 基本利用料の支払方法はクレジ

ットカードによる支払いに移行されます。

- ※ 預金口座振替による支払いを選択した場合、TCは契約者に事前の案内(請求書または利用明細の送付等)を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引落しにかかる利用料金の合計が2,000円未満の場合は、別途110円(税込み)の手数料を請求します。

【別表 D : T-Connect for CROWN】

(1) サービスプランの説明

T-Connect for CROWN とは、クラウン（2018年6月～2022年7月モデル）で、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合のサービスプランをいいます。

	利用できる主なサービス（※1）	適用される主な個別サービス規程
基本サービス	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット マイカーSecurity（※2） リモートメンテナンスメール eケア・オペレーターサービス（※3） エージェント Apps CDタイトル情報取得 【TMC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> マップオンデマンド ハイブリッドナビ Tルート検索（プローブ情報付） 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネットについてのご説明書 マイカーサーチPlus 利用規約・オペレーターサービス Plus 利用規約 T-Connect アプリストア利用規約 【通信回線に関するご説明】 <ul style="list-style-type: none"> DCM 通信サービスに関する重要事項説明書（お申込み前にご確認ください） DCM 通信サービスに関するご説明書（ご契約後にご確認ください）
オプション	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ） 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> リモートスタート（アプリ）利用規約

※1 サービスの内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類等により異なります。利用車両別の T-Connect の各サービス対応については、こちら（<https://toyota.jp/videtutorial/>）で確認できます。

※2 マイカーサーチ Plus 利用規約にて規定されるサービスがマイカーSecurity のサービス名称で提供されます。

※3 オペレーターサービス Plus 利用規約にて規定されるサービスがオペレーターサービスのサービス名称で提供されます。

(2) T-Connect 基本利用料

サービスプラン 名称	対象	料金	
T-Connect for CROWN	クラウン（2018年6月～2022年7月モデル）でDCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合。	3年間（※4）	無料
		4年目以降（※5）	17,315円/年

※4 3年間とは、車両初度登録日より初回の36ヶ月点検月の末日までをいいます（*）。なお、当該無料期間の満了日が属する月の所定期日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知がTCになされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。

（*）当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約等がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。

※5 4年目以降とは、①（※4）の契約プランにおける無料期間満了日の翌日以降に当該契約プランを新規契約する場合、または、②当該契約プランにおける無料期間の満了日が属する月の所定期日までにTCに契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。

①の場合における契約期間は、契約日から当該契約日の属する月を初月とした12ヶ月目の末日までです。契約日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるために

は、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知を TC にする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新されます。②の場合における契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から 1 年間です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知を TC にする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から 1 年間自動的に更新されます。

(3) 支払方法

T-Connect 基本利用料の支払方法は下記の通りです。

支払方法	料金区分	課金方式
クレジットカード	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
預金口座振替	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
指定口座振込	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	T-Connect 基本利用料	自動継続課金

- ※ クレジットカードによる支払い以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリを購入できない場合があります。
- ※ 車載機専用アプリの購入において、クレジットカードによる支払いを選択した場合、T-Connect 基本利用料の支払方法はクレジットカードによる支払いに移行されます。
- ※ 預金口座振替による支払いを選択した場合、TC は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引落しにかかる利用料金の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（税込み）の手数料を請求します。
- ※ TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払いは、クラウン（2020 年 4 月～2022 年 7 月モデル）で T-Connect for CROWN をご契約の場合に限り、TC 所定の方法により選択（支払方法の変更を含みます）することができます。
- ※ T-Connect のご契約プラン、申込みの時期、申込み方法、T-Connect ユーザーサイトにおいて選択している支払い方法の状況によっては、TOYOTA Wallet (TS CUBIC) 決済による支払いを選択できない場合があります。

【別表 E：T-Connect エントリー、T-Connect スタンダード】

(1) サービスプランの説明

T-Connect エントリーとは、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両で、エントリーナビキットを装着または T-Connect ナビキット非装着の場合に、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のサービスプランをいいます。

T-Connect スタンダードとは、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された 2019 年 9 月以降発売の車両に、T-Connect ナビキットを装着し、DCM の通信を利用して、T-Connect を利用する場合のサービスプランをいいます。

〈T-Connect エントリー〉

利用できる主なサービス (※1)		適用される主な個別サービス規程
基本サービス	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット マイカーサーチ リモートメンテナンスメール e ケア リモートエアコン (※2) 【TMC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ソフトウェアアップデート 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネットについてのご説明書 リモートスタート (アプリ) 利用規約
オプション	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ Plus リモートスタート (アプリ) (※2) 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ Plus 利用規約 リモートスタート (アプリ) 利用規約

〈T-Connect スタンダード〉

利用できる主なサービス (※1)		適用される主な個別サービス規程
基本サービス	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネット マイカーサーチ リモートメンテナンスメール e ケア エージェント リモートエアコン (※2) Apps CD タイトル情報取得 FC システム遠隔見守りサービス 【TMC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> マップオンデマンド ハイブリッドナビ T ルート検索 (プローブ情報付) サービス ソフトウェアアップデート 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> ヘルプネットについてのご説明書 リモートスタート (アプリ) 利用規約 T-Connect アプリストア利用規約 FC システム遠隔見守り利用規約
オプション	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ Plus オペレーターサービス オペレーターサービス Plus リモートスタート (アプリ) (※2) 	【TC 提供サービス】 <ul style="list-style-type: none"> マイカーサーチ Plus 利用規約 オペレーターサービス利用規約 オペレーターサービス Plus 利用規約 リモートスタート (アプリ) 利用規約

※1 サービスの内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにオプション加入の有無により異なります。利用車両別の T-Connect の各サービス対応については、こちら (<https://toyota.jp/videtutorial/>) で確認できます。

※2 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

(2) T-Connect 基本利用料

サービスプラン 名称	対象	料金	
T-Connect エントリー	DCM とディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両で、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の場合に、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合。	5年間（※3）	無料
		6年目以降（※4）	年払い 3,630円/年 月払い 330円/月
	T-Connect エントリーの申込みを希望する方のうち第32条に定める法人管理契約を締結した法人のリース車両が、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両で、エントリーナビキットを装着またはナビキット非装着の場合に、DCMの通信を利用してT-Connectを利用する場合。	法人リース契約の契約期間（※5）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。
T-Connect スタンダード	DCM とディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両に、T-Connect ナビキットを装着し、DCMの通信を利用して、T-Connectを利用する場合。	5年間（※3）	無料
		6年目以降（※4）	年払い 3,630円/年 月払い 330円/月
	T-Connect スタンダードの申込みを希望する方のうち第32条に定める法人管理契約を締結した法人のリース車両が、DCM とディスプレイオーディオが標準装備された2019年9月以降発売の車両に、T-Connect ナビキットを装着し、DCMの通信を利用して、T-Connectを利用する場合。	法人リース契約の契約期間（※5）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。

※3 5年間とは、車両初度登録日より初回の60ヶ月点検月の末日までをいいます（*）。なお、当該無料期間の満了日が属する月の所定期日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知がTCになされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。

（*）当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。

※4 6年目以降とは、①（※3）の各契約プランにおける無料期間満了日の翌日以降に各契約プランを新規契約する場合、または、②各契約プランにおける無料期間の満了日が属する月の所定期日までにTCに契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。

①の場合における契約期間は、各契約プランの契約日から当該契約日の属する月を初月とした12ヶ月目の末日まで（年払いの場合）もしくは各契約プランの契約日から当該契約日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）もしくは1ヶ月間（月払いの場合）、自動的に更新されます。②の場合における契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1年間（年払いの場合）もしくは1ヶ月間（月払いの場合）です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知をTCにする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1年間（年払いの場合）もしくは1ヶ月間（月払いの場合）、自動的に更新されます。

- ※5 法人リース契約の契約期間とは、契約者とリース店（第 32 条第 1 号の細分①に定義します）との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。なお、T-Connect 利用契約は、法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約を締結しても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約の締結がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。

(3) 支払方法

T-Connect 基本利用料の支払方法は下記の通りです。

支払方法	料金区分	課金方式
クレジットカード	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
預金口座振替	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
指定口座振込	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	T-Connect 基本利用料	自動継続課金

- ※ クレジットカードによる支払い以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリを購入できない場合があります。
- ※ 車載機専用アプリの購入において、クレジットカードによる支払いを選択した場合、T-Connect 基本利用料の支払方法はクレジットカードによる支払いに移行されます。
- ※ 預金口座振替による支払いを選択した場合、TC は契約者に事前の案内（請求書または利用明細の送付等）を行わないものとし、契約者はこれを承諾します。また、当月の引落しにかかる利用料金の合計が 2,000 円未満の場合は、別途 110 円（税込み）の手数料を請求します。
- ※ TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払いは、TC 所定の方法により選択（支払方法の変更を含みます）することができません。
- ※ T-Connect のご契約プラン、申込みの時期、申込み方法、T-Connect ユーザーサイトにおいて選択している支払い方法の状況によっては、TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払いを選択できない場合があります。

【別表 F：T-Connect エントリー（22）、T-Connect スタンダード（22）】

(1) サービスプランの説明

T-Connect エントリー（22）とは、DCM が標準装備された 2022 年 1 月以降発売の車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応） Plus を非装着の場合に DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のサービスプランをいいます。

T-Connect スタンダード（22）とは、DCM とディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応） Plus が標準装備された 2022 年 1 月以降発売の車両で、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合のサービスプランをいいます。

〈T-Connect エントリー（22）〉

利用できる主なサービス（※1）		適用される主な個別サービス規程
基本サービス	<p>【TC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプネット ・マイカーサーチ（※2） ・リモートメンテナンスメール ・e ケア（※3） ・リモートエアコン（※4） <p>【TMC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアアップデート 	<p>【TC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプネットについてのご説明書 ・マイカーサーチ plus 利用規約 ・リモートスタート（アプリ）利用規約 <p>【通信回線に関するご説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCM 通信サービスに関する重要事項説明書（お申込み前にご確認ください） ・DCM 通信サービスに関するご説明書（ご契約後にご確認ください）
オプション	<p>【TC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リモートスタート（アプリ）（※4） ・車内 Wi-Fi <p>【TC・TMC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コネクティッドナビ（※5） ・デジタルキー 	<p>【TC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーターサービス利用規約 ・リモートスタート（アプリ）利用規約 ・車内 Wi-Fi 利用規約 <p>【TC・TMC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コネクティッドナビ利用規約 ・デジタルキー利用規約 <p>【通信回線に関するご説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCM 通信サービスに関する重要事項説明書（お申込み前にご確認ください） ・車内 Wi-Fi に関するご説明書（ご契約後にご確認ください）

〈T-Connect スタンダード（22）〉

利用できる主なサービス（※1）		適用される主な個別サービス規程
基本サービス	<p>【TC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプネット ・マイカーサーチ（※2） ・リモートメンテナンスメール ・e ケア（※3） ・エージェント ・リモートエアコン（※4） <p>【TMC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マップオンデマンド ・ソフトウェアアップデート 	<p>【TC 提供サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルプネットについてのご説明書 ・マイカーサーチ plus 利用規約 ・リモートスタート（アプリ）利用規約 <p>【通信回線に関するご説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DCM 通信サービスに関する重要事項説明書（お申込み前にご確認ください） ・DCM 通信サービスに関するご説明書（ご契約後にご確認ください）

オプション	【TC 提供サービス】 ・オペレーターサービス ・リモートスタート（アプリ）（※4） ・車内 Wi-Fi 【TC・TMC 提供サービス】 ・コネクティッドナビ（※5） ・デジタルキー	【TC 提供サービス】 ・オペレーターサービス利用規約 ・リモートスタート（アプリ）利用規約 ・車内 Wi-Fi 利用規約 【TC・TMC 提供サービス】 ・コネクティッドナビ利用規約 ・デジタルキー利用規約 【通信回線に関するご説明】 ・DCM 通信サービスに関する重要事項説明書（お申込み前にご確認ください） ・車内 Wi-Fi に関するご説明書（ご契約後にご確認ください）
-------	---	---

※1 サービスの内容は、利用車両、車載機および通信機の有無や種類ならびにオプション加入の有無により異なります。利用車両別の T-Connect の各サービス対応については、こちら（<https://toyota.jp/videtutorial/>）で確認できます。

※2 マイカーサーチ plus 利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてマイカーサーチのサービス名称で提供されます。

※3 一部車両においては、コネクティッドカーケアのサービス名称で提供されます。

※4 一部車両においては、リモートスタート（アプリ）利用規約にて規定されるサービスの一部が、基本サービスとしてリモートエアコンのサービス名称で提供されます。

※5 コネクティッドナビのうち、エージェント機能は TC 提供サービス、ナビ機能は TMC 提供サービスです。

(2) T-Connect 基本利用料

サービスプラン 名称	対象	料金	
		5年間（※6）	6年目以降（※7）
T-Connect エントリー（22）	2022年1月以降発売の車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を非装着の場合に DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。	無料	月払い 330 円/月
		法人リース契約の契約期間（※10） 法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
T-Connect スタンダード（22）	2022年1月以降発売のコネクティッドナビ対応車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着し DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。	無料	月払い 330 円/月
		10年間（※8） リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
	for bZ4X KINTO または TMC が別途指定するリース会社の提供するリース契約に基づき利用権限を取得した bZ4X を利用車両として、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。	リース契約の契約期間（※9） リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
	for プリウス(KINTO リース) KINTO が提供するリース契約に基づき利用権限を取得したプリウス(2023年1月発売モデル)を利用車両として、DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合。	法人リース契約の契約期間（※10） 法人リース契約の利用料に含まれま	

	法人のリース車両が、2022年1月以降発売の車両で、ディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）またはディスプレイオーディオ（コネクティッドナビ対応）Plus を装着し DCM の通信を利用して T-Connect を利用する場合（for bZ4x を除く）。		す。別途のお支払いは不要です。
--	--	--	-----------------

※6 5年間とは、車両初度登録日より初回の60ヶ月点検月の末日までをいいます（*）。なお、当該無料期間の満了日が属する月の所定期日までに、契約者から契約の継続を希望する旨の通知が TC になされない場合、当該無料期間の満了日をもって契約終了となります。

（*）当該無料期間内のどの時点で利用開始手続を実施しても、また、当該無料期間内に一旦解約がなされた後改めて契約がなされた場合でも、当該無料期間の満了日は変わりません。

※7 6年目以降とは、①（※6）の各契約プランにおける無料期間満了日の翌日以降に各契約プランを新規契約する場合、または、②各契約プランにおける無料期間の満了日が属する月の所定期日までに TC に契約の継続を希望する旨の通知がなされ引き続き契約を継続する場合をいいます。①の場合における契約期間は、各契約プランの契約日から当該契約日の属する月の末日までです。契約日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知を TC にする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1ヶ月間自動的に更新されます。②の場合における契約期間は、当該無料期間の満了日の翌日から1ヶ月間です。なお、当該契約は自動更新されます。契約期間満了により終了させるためには、契約期間満了日の属する月の所定期日までに、契約者から契約期間の満了をもって終了する旨の通知を TC にする必要があります。これがなされない場合、当該契約は契約期間満了日の翌日から1ヶ月間自動的に更新されます。

※8 10年間とは、車両初度登録日より当該登録日の属する月を初月とした120ヶ月目の末日までをいいます。ただし、KINTO リース契約の契約者においては、当該期間中であっても、KINTO リース契約が終了した場合、T-Connect 利用契約も当該リース契約が終了した時点で当然に終了します。

※9 リース契約の契約期間とは、T-Connect スタンダード（22）for プリウス（KINTO リース）契約者と KINTO または TMC が別途指定する他のリース会社との間で締結される自動車のリース契約の契約期間をいいます。

※10 法人リース契約の契約期間とは、契約者とリース店（第32条第1号の細分①に定義します）との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。なお、T-Connect 利用契約は、法人リース契約の契約期間のどの時点で T-Connect 利用契約を締結しても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めて T-Connect 利用契約の締結がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。

(3) 支払方法

T-Connect 基本利用料の支払方法は下記の通りです。

支払方法	料金区分	課金方式
クレジットカード	T-Connect 基本利用料	自動継続課金
TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	T-Connect 基本利用料	自動継続課金

※ クレジットカードによる支払い以外の支払方法を選択された場合、車載機専用アプリを購入できない場合があります。

※ 車載機専用アプリの購入において、クレジットカードによる支払いを選択した場合、T-Connect 基本利用料の支払方法はクレジットカードによる支払いに移行されます。

※ TOYOTA Wallet (TS CUBIC) による支払いは、TC 所定の方法により選択（支払方法の変更を含みます）することができます。

す。

- ※ T-Connectのご契約プラン、申込みの時期、申込み方法、My TOYOTA（ウェブ）において選択している支払い方法の状況によっては、TOYOTA Wallet（TS CUBIC）による支払いを選択できない場合があります。